

- * 部費は、1月～12月までの12ヶ月とする。
原則として1月～4月分を1月、5月～8月分を5月、9月～12月分を9月に納入とするが分割払いでも可能とする。
- * 途中入部者の部費は、入部月からとする。
- * 途中退部者の部費は、退部月の翌月分から変換する。
- * 部費以外に必要な場合は、保護者の了承の上徴収する。
- * 入部又は、退部する場合は、保護者が本人同伴の上申し込む。
- * やむをえず長期に試合又は練習に参加出来ない場合は、保護者及び本人の申し入れにより、監督・コーチ承認の上休部とする。（部費は半額）
- * 部員は、在部中に大井西地区連盟に加入している他のチームへの入部は認めない。
- * 部員は、部で定めたユニホーム、又は練習着にふさわしいものを着用する。
（トレーニングウェア等）
- * 危険防止のためヘルメットを使用する。
- * 部員は、スポーツ傷害保険に必ず加入する。（部費にて負担）
- * スポーツ傷害保険以外の治療費（入院・退院・その他）は全て保護者の負担とする。
- * 野球部は、シーズン終了後成績優秀と認めたもの、又は部に功績のあった者を表彰する。
- * 次の各項に該当するものは、代表・監督・コーチの協議により戒告・出場停止・退部処分にする。
 - （一） 部の規約に違反した場合。
 - （二） 部の名誉を著しく傷つけた場合。
 - （三） 監督・コーチの指導に従わなかった場合。
- * 部員に、上項の処分を加える場合は保護者と話し合いの上処分する。
- * この規約は、役員承認の上発行する。
- * この部は、西大井一・二丁目・出石町会賛同の基に活動する。